

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則：（福祉局子供・子育て支援部企画課）…一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 市街地再開発組合の解散認可（二件）……………二
……（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 都営住宅の廃止……………二
……（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…二
- 都営住宅の使用料の変更……………二
……（同）…二
- 都営改良住宅の使用料の変更……………五
……（同）…五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………六
……（同）…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………六
……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………九
……（建設局道路管理部監察指導課）…九
- 港湾施設の変更（二件）……………三
……（港湾局港湾経営部経営課）…三
- 港湾施設の供用中止……………三
……（同）…三

公告

規則

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………三
……（主税局課税部課税指導課）…三
- 消防法に基づく命令……………三
……（東京消防庁）…三
- 令和六年十二月二十七日付東京都告示第千二百八十八号……………三

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成十三年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十一条第三項（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第十一条第四項」に改める。

第五条第一項中「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

第六条第二項中「（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

別記第二号様式中「第11条第3項（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第11条第4項」に改める。

別記第三号様式から第六号様式までの規定中「（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

告示

別記第七号様式中「（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、「第18条」を「第17条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第八号様式中「（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第七号様式の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

告示

●東京都告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第八百三十九号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第三十四号連田緑地
- 三 事業施行期間 令和二年六月十二日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

<p>●東京都告示第百二十九号</p> <p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき大井一丁目南第1地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>名 称</p> <p>仙川アパート (5号棟)</p> <p>仙川アパート (11号棟)</p> <p>地 址</p> <p>調布市緑ヶ丘二丁目二十五番 中層耐火</p> <p>同右</p> <p>同右</p>	<p>●東京都告示第百三十号</p> <p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>構造及び規模</p> <p>四八・六平方メートル</p> <p>五三・七平方メートル</p> <p>同右</p> <p>戸 数</p> <p>三二戸</p> <p>同右</p>
<p>●東京都告示第百三十二号</p> <p>東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年三月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>		<p>●東京都告示第百三十一号</p> <p>次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート (10号棟)	中央区明石町13	50.9	1	46,200	82,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	2	40,300	94,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (9号棟)	新宿区戸山2-9	38.3	1	32,000	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (12号棟)	新宿区戸山2-12	33.8	1	28,400	74,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (22号棟)	新宿区戸山2-22	38.8	1	32,700	80,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	89,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,200	84,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	81,000
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート (1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	75,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	2	25,800	49,300
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	49,300
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,800	55,000
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	64,300
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	79,200
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (11号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,100	55,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (31号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	54,300
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート (35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	77,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,800
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	38,600
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	2	33,600	58,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	89,000
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	74,500
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート (4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	43,700	85,400
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	72,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	103,700
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート (1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,100	85,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	38,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	41,400
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート (14号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	2	42,300	70,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	89,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	89,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート (1号棟)	世田谷区新町2-23	59.6	1	50,700	121,800
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート (1号棟)	世田谷区桜丘2-4	55.9	1	46,700	102,300
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート (2号棟)	世田谷区桜丘2-4	55.9	1	46,700	102,300
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート (6号棟)	世田谷区代田1-10	42.3	1	34,900	73,400
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,500	85,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,700	103,600
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	60,000
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (3号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	26,700	62,500
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	79,400
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート (3号棟)	北区西が丘2-17	48.1	1	39,200	77,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (11号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	57,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	70,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)	北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	50,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	55,000
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート (2号棟)	北区赤羽南2-7	33.4	1	25,500	47,100
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (8号棟)	北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	54,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (6号棟)	北区赤羽北3-11	51.0	2	40,900	81,400
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,600	78,400
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート (10号棟)	板橋区坂下1-36	51.0	1	38,500	69,100
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,300	70,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	72,900
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート (2号棟)	練馬区春日町5-29	51.2	1	40,000	81,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート (1号棟)	練馬区春日町3-3	55.9	1	43,900	94,600
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート (4号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,000	106,200
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート (2号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	67,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (9号棟)	練馬区高野台1-1	37.0	1	26,700	54,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート (41号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,200	56,900
一般都営	中層耐火	豊玉北三丁目アパート (1号棟)	練馬区豊玉北3-7	51.0	1	39,600	88,300
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-1号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	111,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	111,700
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (2号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,200	43,600

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(4号棟)		足立区六月1-33	33.4	1	22,600	39,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	37,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	41,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)		足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)		足立区東保木間1-5	37.3	1	25,000	43,600
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)		足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	42,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(1号棟)		足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	41,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)		足立区千住元町34	37.9	2	26,300	36,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)		足立区千住元町34	33.6	1	22,900	33,300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)		足立区六木1-5	40.5	1	27,200	43,000
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(4号棟)		足立区花畑2-11	36.4	1	24,600	42,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)		足立区舎人6-11	56.8	1	40,200	69,200
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)		足立区青井3-10	51.0	1	37,200	75,300
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(6号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	71,700
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第3アパート(2号棟)		葛飾区柴又1-12	59.6	1	44,600	89,500
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)		葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	73,300
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(8号棟)		葛飾区青戸3-8	51.0	1	37,700	72,900
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)		葛飾区東金町5-30	48.1	1	35,300	63,100
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)		葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	64,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	74,200
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)		江戸川区平井3-4	33.4	1	24,500	42,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	中層耐火	平井四丁目アパート(1号棟)		江戸川区平井7-23	39.0	1	28,300	47,800
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(1号棟)		江戸川区平井7-18	36.4	1	27,400	44,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	85,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-2号棟)		八王子市鹿島16	51.1	1	26,200	44,200
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(1号棟)		八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,300	66,300
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(2号棟)		八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,300	66,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-3号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	74,300
一般都営	中層耐火	立川松中アパート(1号棟)		立川市一番町5-8	35.7	1	17,000	32,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(5号棟)		立川市富士見町6-53	42.3	1	23,200	44,800

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(5号棟)		立川市柴崎町6-5	55.9	1	32,700	68,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(2号棟)		三鷹市上連雀9-31	55.9	1	40,900	85,400
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)		三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	49,700
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目アパート(1号棟)		府中市美好町2-4	51.0	2	28,600	65,500
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(2号棟)		府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	92,000
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート(3号棟)		府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	76,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)		調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	68,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)		調布市国領町8-1	51.2	2	30,300	78,100
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(1号棟)		調布市若葉町2-4	58.1	1	36,600	99,000
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(6号棟)		町田市金森7-19	60.2	1	34,200	68,500
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(4号棟)		町田市木曽西1-33	39.0	1	18,800	38,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)		町田市成瀬7-10	51.0	1	27,200	55,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	67,000
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	67,900
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート(1号棟)		町田市忠生3-6	55.9	1	30,000	58,000
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(7号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,000	59,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)		町田市相原町3190-7	55.9	1	29,600	61,500
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(3号棟)		小金井市東町3-9	62.1	1	39,500	101,000
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(2号棟)		小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	77,800
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)		東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,400	75,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(3号棟)		東村山市秋津町5-1	59.6	1	36,000	78,400
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(3号棟)		東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,900	46,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(6号棟)		西東京市緑町3-8	59.6	1	37,300	84,500
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(4号棟)		西東京市北原町2-12	62.1	1	38,900	91,300
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(3号棟)		西東京市西原町1-7	51.1	1	31,400	73,200
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(1号棟)		西東京市田無町7-9	55.9	1	33,500	73,600
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(4号棟)		西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	76,500
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)		西東京市谷戸町1-17	59.6	3	38,200	92,300
一般都営	中層耐火	ひばりが丘二丁目アパート(5号棟)		西東京市ひばりが丘2-3	61.5	1	42,400	93,700
一般都営	中層耐火	柳沢一丁目アパート(2号棟)		西東京市柳沢1-15	55.8	1	37,200	86,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	45,800

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (41号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	48,600
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート (1号棟)	東久留米市八幡町2-11	38.3	1	20,200	37,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-2-7号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-4-1号棟)	多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,000	55,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-5-1号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	35,200
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (1-2-2号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,300	36,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (2号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	71,600
一般都営	中層耐火	稲城アパート (17号棟)	稲城市大丸630	48.1	1	27,300	65,300
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート (34号棟)	瑞穂町むさし野1-5	36.4	1	16,000	32,400

◎東京都告示第百三十三号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和七年三月一
 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。
 令和七年二月二十八日
 東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	白鬚東アパート (17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート (17号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート (5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (25号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	2	25,600

●東京都告示第百三十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

荒川七丁目仲道アパー 荒川区荒川七丁目八 六区画
ト駐車場 番

●東京都告示第百三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

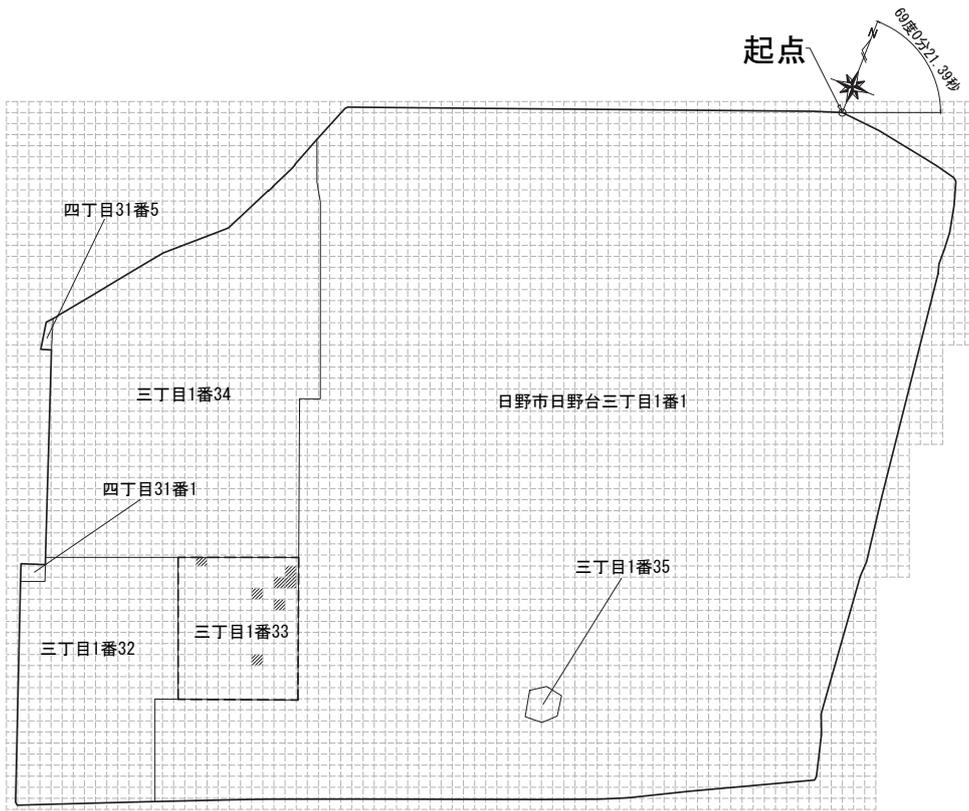
一 要措置区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物
四 当所要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度（69度0分21.39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百三十六号

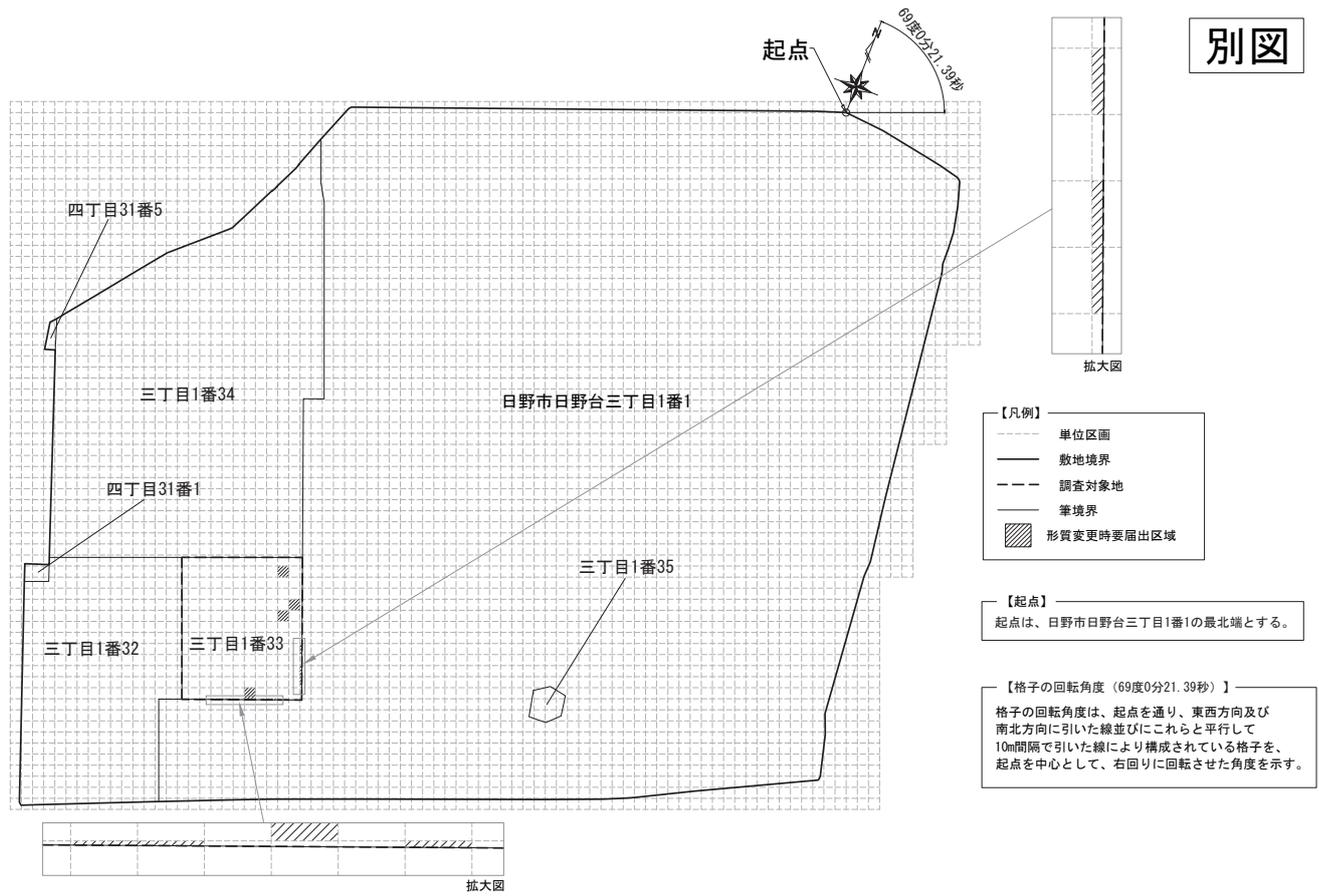
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (69度0分21.39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百三十七号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

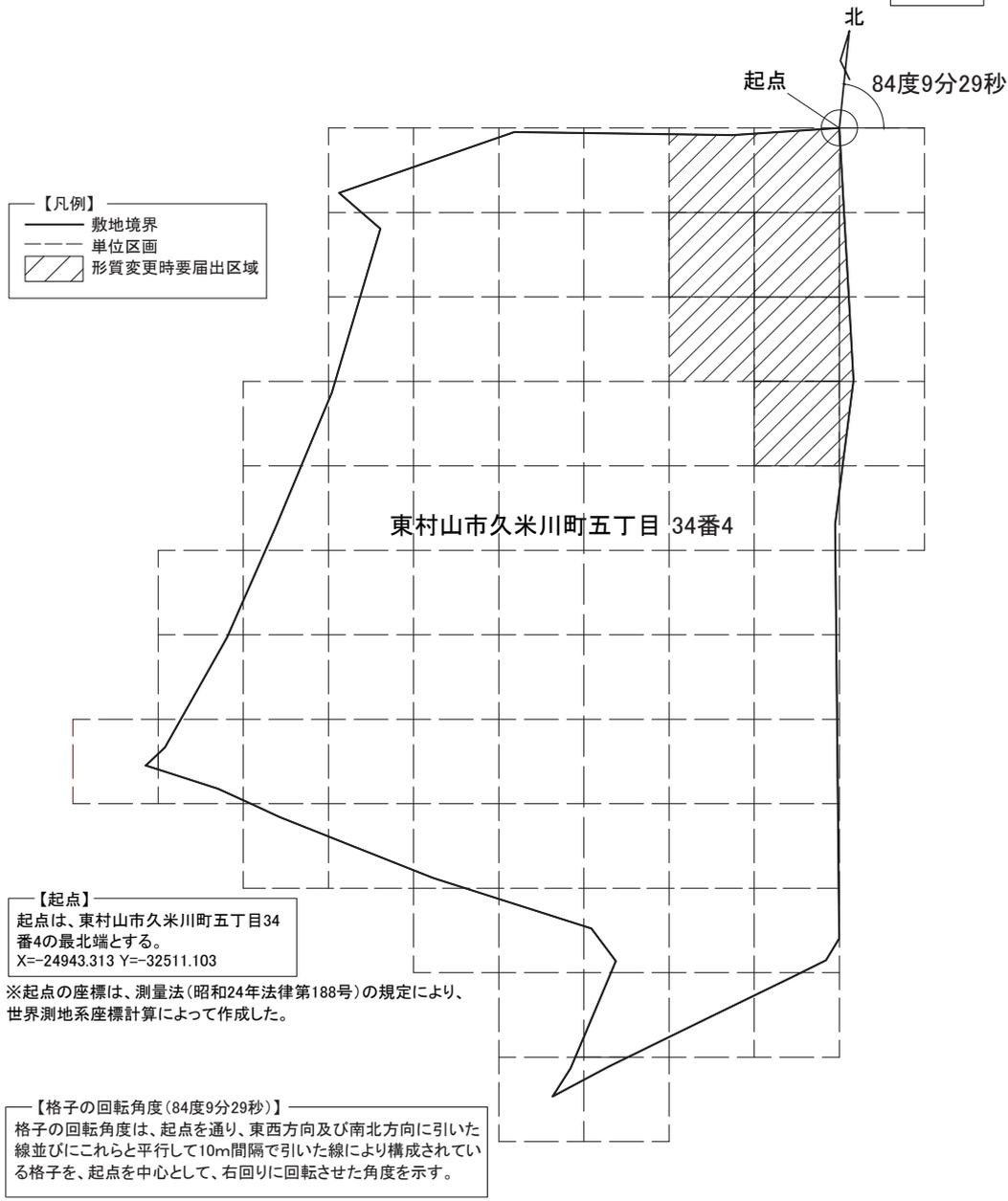
令和七年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (東村山市久米川町五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百三十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

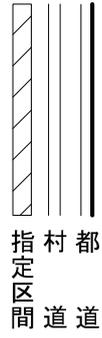
一 路線名 都道御蔵島環状線

二 指定する区間 御蔵島村字登り立千二百八十八番地先から同村字火の元千三百七十四番地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

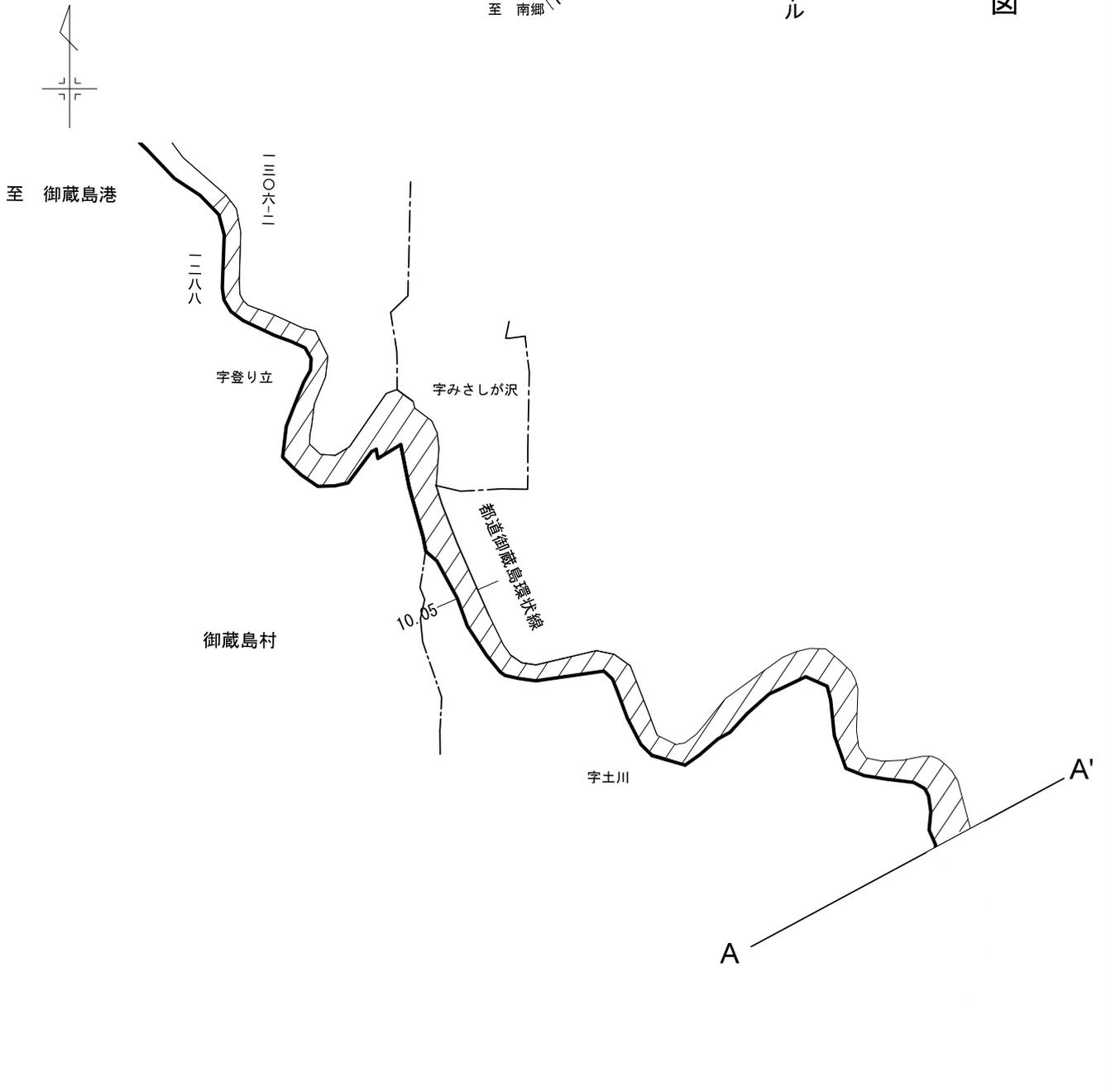
別図

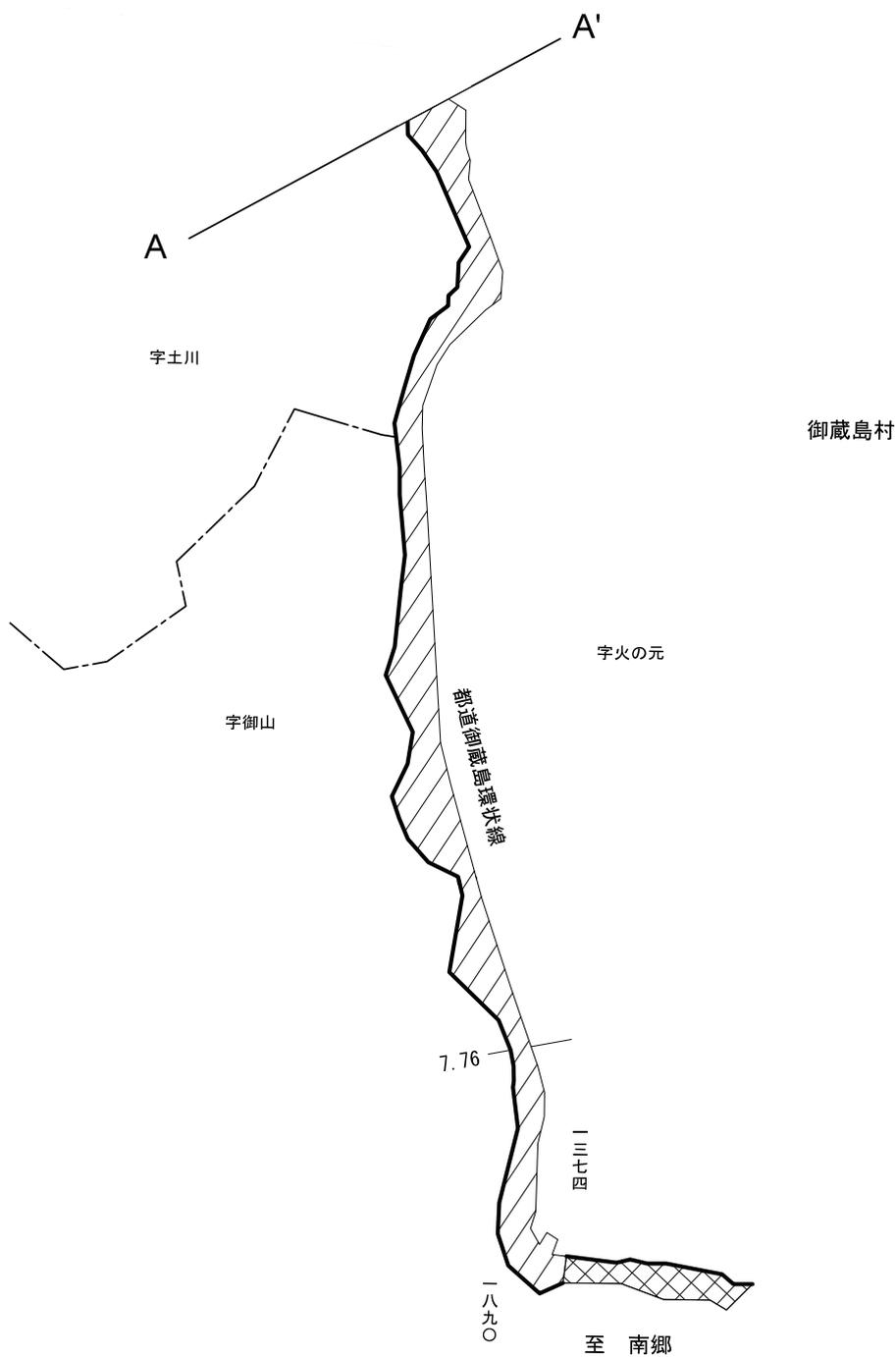
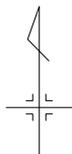
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道御蔵島環状線
御蔵島村地内



延長 一、〇八〇・〇〇メートル

(電線共同溝予定名称 御蔵島環状・三号)





●東京都告示第百三十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和七年二月二十八日

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
港湾施設用地	十号地 その二 地区港 湾施設 用地	五四七、 六三五・ 八四平方 メートル	五五一、 〇八七・ 〇一平方 メートル	江東区有明 四丁目	令和七 年三月 一日

●東京都告示第百四十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和七年二月二十八日

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
冷蔵コンテナ用施設	中央防 波堤内 側内貿 ふ頭冷 蔵コン テナ用 荷役施 設	二八 四二	二八 四二	江東区海の 森二丁目一 番	令和七 年三月 一日

●東京都告示第百四十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。
令和七年二月二十八日

令和七年二月二十八日

種類	名称	規模	所在地	期間
栈橋	晴海ふ 頭栈橋	七六九・六八 メートルのう ち三三二・〇 〇メートル	中央区晴 海五丁目 四番地先	令和七年三月一 日から同月三十 一日まで

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年二月二十八日

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
田辺株式 会社	田辺 徳之	葛飾区鎌倉四丁目 十七番十一号	令和七年二月 三十一日

消防法に基づく命令の公吐について

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと

おり公告する。

令和7年2月28日

東京消防庁

渋谷消防署長 喜 多 洋 樹

- 防火対象物の所在地 渋谷区渋谷三丁目15番5号
- 防火対象物の名称 グラームビル
- 命令を受けた者 有限会社萩原無線 取締役 萩原 健久
- 命令事項 (1) 令和7年1月29日までに、2の防火対象物の8階階段上倉庫内に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。
(2) 令和7年1月29日までに、2の防火対象物の5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。
(3) 令和7年1月29日までに、2の防火対象物の屋上に連結送水管の放水口を技術上の基準に従って設置すること。
(4) 令和7年5月29日までに、2の防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。

正 誤

○令和六年十二月二十七日付東京都告示第千二百八十八号
八ページ下段中「御蔵島御蔵村」を「御蔵島村」に訂正する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 三鈴印刷株式会社 郵便番号 101-0051

電話 〇三(五三三二)一(一一一)代

電話 〇三(五二七六)〇八一(一)代